

75歳以上の人へ

後期高齢者医療制度 保険料・被保険者証について

被保険者証の更新

現在75歳以上の人に交付している後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。7月中旬に新しい被保険者証を送付します。8月以降に医療機関などで受診するときは、新しい被保険者証を窓口に表示してください。

医療機関などでの窓口自己負担

医療機関などを受診するときに窓口で1割、または3割の自己負担をお願いしますが、この一部負担金の割合は前年の所得などにより毎年見直しを行っております。そのため、新しい被保険者証で負担割合が変更されている場合があります。

保険料の納付方法

保険料は年金からの天引きとなります(特別徴収)。ただし、特別徴収の事由に該当しない人や年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した人、他の市町村から転入し

た人は、納付書や口座振替で納付となります(普通徴収)。

保険料の決まり方

負担する保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、次の計算式により算出されます。

均等割額などは2年ごとに見直されていますが、均等割額・所得割率ともに平成30年度・令和元年度から変更はありません。

$$\left[\begin{array}{c} \text{所得割額 (賦課の} \\ \text{もととなる所得金額)} \\ \times \\ \text{所得割率} \\ \text{(9.17\%)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{(4万6600} \\ \text{円)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{1人当たりの} \\ \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額 64万円)} \end{array} \right]$$

※保険料は年度(4月から3月までの12カ月)で計算し、年度の途中で加入した場合は加入月から計算します。なお、1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合には43万円)を控除した額です。

均等割額軽減の見直しについて

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されていますが、世代間の公平性の観点から令和元年度から段階的に見直されており、令和3年度は左表のとおりです。

対象者の所得要件(世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額などの合計が下記の金額以下の世帯)	均等割の軽減割合	
	R2年度	R3年度
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円	所得要件に応じて7割、または7.75割	7割
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)	5割	5割
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)	2割	2割

※「給与所得者など」とは、一定の給与所得者と公的年金などの所得がある人です。

自己負担の割合について

医療機関などで支払う一部負担金の割合は、左表の所得区分に応じて決まります。

所得区分	判定基準	負担割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	

介護医療連携課 ☎ 21・0258

短歌

止んで居る身拵えして出て見ればなんだ春雨また降り出した

宮本宮吉さん(川上町七地)